

65歳以上のかたへ

10月から納めていただく保険料が本来の額に

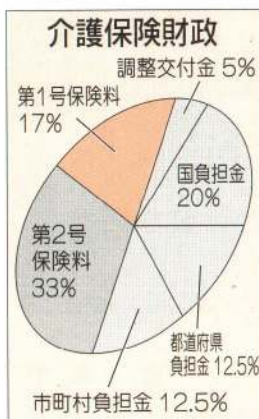
65歳以上のかた(第1号被保険者)の介護保険料は、国の特別対策によって段階的に本来の額に近づいていきます。平成12年10月から13年9月までは本来の保険料の半額でしたが、10月からは本来の額になります。

保険料はどうやって決められているの？

保険料は、住んでいる市区町村の介護サービスの水準に応じて基準額が決まります。そのうえで負担が重過ぎないように、市民税の課税状況や所得に応じて5段階に調整されます。なお、基準額は3年に1度見直されます。

大館市の介護サービス
総費用のうち第1号被
保険者負担分(約17%)
大館市の
第1号被保険者数

大館市の平成12年～14年度の保険料
基準額は年額33,420円。月額に換算
すると2,785円となります。



皆さんの保険料は…

段階	所得区分	保険料の割合	12年度の年間保険料	13年度の年間保険料	14年度の年間保険料
第1段階	○生活保護を受けているかた ○世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受けているかた	基準額 × 0.5	4,178円	12,533円	16,710円
第2段階	○世帯全員が市民税非課税のかた	基準額 × 0.75	6,267円	18,799円	25,065円
第3段階	○本人は市民税非課税で、ほかの世帯員が課税されているかた	基準額 × 1	8,355円	25,065円	33,420円
第4段階	○市民税が課税されていて、合計所得金額が250万円未満のかた	基準額 × 1.25	10,444円	31,322円	41,775円
第5段階	○市民税が課税されていて、合計所得金額が250万円以上のかた	基準額 × 1.5	12,533円	37,598円	50,130円

保険料はどうやって納めるの？

介護保険料の納めかたは、原則として年金額によって次の2種類に分かれています。

**老齢・退職年金が
年額18万円以上のかた**
↓特別徴収
年金の定期支払い(年6回)の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

年金保険者の事情により、特別徴収できない場合があります。
・老齢福祉年金・遺族年金・障害年金・恩給については、年金からの差し引きができません。

**老齢・退職年金が
年額18万円未満のかた**
↓普通徴収
送付される納付書で個別に納めます。

普通徴収のかたの納付には
□座振替が便利です

手続きは、預金通帳、通帳の印鑑、介護保険料の納入通知書を持って各金融機関、郵便局へ。

こんなときは普通徴収になります

年金の年額が18万円以上のかたでも、次の場合は普通徴収で保険料を納めます。
・徴収の方法が特別徴収に切り替わるのは翌年度(10月分)からです。
・年度の途中で65歳(第1号被保険者)になったかた
・年度の途中でほかの市区町村に転入したかた
・年度の途中で年間保険料額が減少したときや増加したときの差額分の徴収など

詳しくは税務課市民税係へ

